

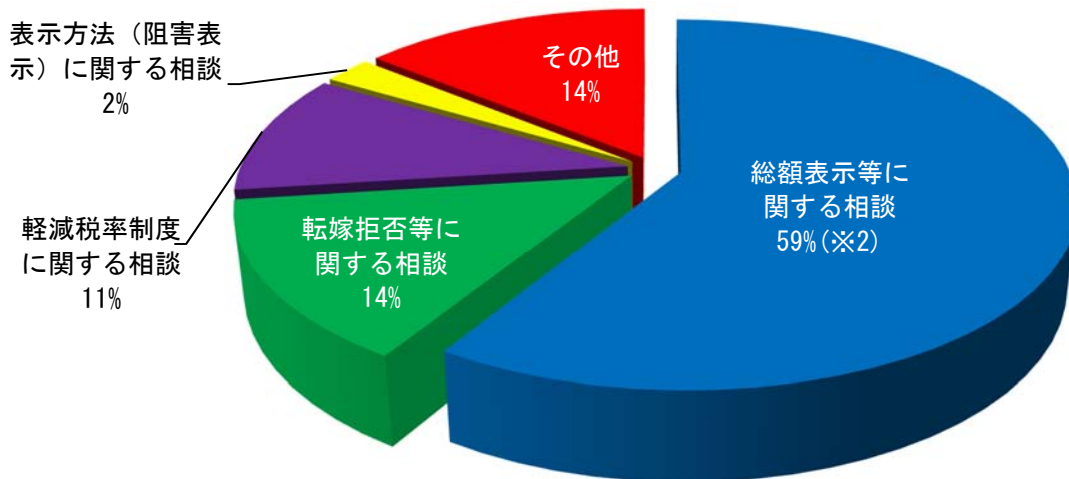
消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 28 年 7 月(7/1～7/31)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

7 月の相談件数：電話 78 件、メール 7 件

【相談内容（全 85 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 事業者である。契約の途中解除に対して違約金を請求する場合、違約金にも消費税はかかるのか。

A. 契約の中途解約に伴い生じる逸失利益を補てんするため受け取るような損害賠償金としての違約金であれば、対価性がなく課税の対象とはなりません。対価性の有無は実質的に判断することとなります。

御相談の内容は、当該違約金が、消費税の課税対象となる取引に該当するかの個別の判断を求めるものですので、御手数ですが所轄の税務署にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 法人事業者に店舗用物件を賃貸している事業者である。これまでは経過措置の適用があったため、本体価格に消費税率5%分を上乗せした額を賃料としてもらっていたのだが、1か月前に契約を更新したこと

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は0件

※2 うち総額表示に関する相談が10%、消費税一般に関する相談が90%

によって経過措置の適用がなくなった。しかしながら、更新後も賃料は据え置かれたままとなっている。取引先に対して、1か月前の契約更新時に遡って消費税率8%との差額を請求することは可能か。

A. 契約更新後の取引については、経過措置の適用がなく、税率8%が適用されるため、当該取引について、消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(借手)が、同法上の特定供給事業者(貸主)に対して、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せせずに据え置くことは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として問題となります。

このように「買ったたき」に該当するにもかかわらず、消費税率8%との差額を支払ってもらえないような場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 主に消費者向けの販売を行っている小売事業者であるが、軽減税率が導入された場合、発行するレシートには販売した商品が軽減税率対象か標準税率対象かを示すマーク等の記載が必要なのでしょうか。

A. 課税事業者が仕入税額控除を行う場合帳簿及び請求書等の保存が要件とされています。

軽減税率制度導入後の仕入税額控除(区分記載請求書等保存方式)については、保存すべき請求書等に現行必要とされている記載事項に加え、次の記載事項が必要となります。

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 軽減税率と標準税率の税率ごとに合計した対価の額(税込み)

したがって、区分記載請求書等保存方式の下では、課税事業者と取引する際には、相手方から、これまでの記載事項に加え、レシートに上記①(軽減税率対象であることを示すマーク等でも差し支えありません。)及び②の記載を求められると考えられますので、このようなことを踏まえ、レジの改修やレシートへの手書き補完などの対応を御検討ください。

なお、請求書等への個別具体的な記載方法等につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関する法令解釈通達や Q&A で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q. 軽減税率対象商品のみを販売している場合であっても、レシートに軽減対象であることを示すマーク等の記載が必要あるか。

A. 課税事業者が仕入税額控除を行う場合、帳簿及び請求書等の保存が要件とされています。

軽減税率制度導入後の仕入税額控除(区分記載請求書等保存方式)については、保存すべき請求書等に、現行必要とされている記載事項に加え、次の記載事項が必要となります。

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 軽減税率と標準税率の税率ごとに合計した対価の額(税込み)

この点、軽減税率対象の取引のみであっても、課税事業者が仕入税額控除を行うためには、同様の記載がある請求書等の保存が必要です。

したがって、取引の相手方の課税事業者から、レシートに上記①及び②の記載を求められると考えられます。

この際、軽減税率対象商品のみを販売している場合について、個別品目ごとにマークを記載するのではなく、例えば、レシートに「全商品が軽減税率対象」と記載し、そのレシート内の商品全てが軽減税率の対象品目である旨を明らかにする記載方法であっても問題ありません。

なお、請求書等への個別具体的な記載方法等につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関する法令解釈通達や Q&A で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q. 現金商売を行っている小売事業者であり、売上げを税率ごとに区分して記帳することが困難なことが想定される。このような場合でも、レシートに軽減税率の対象品目であることを示すマーク等の記載が必要あるか。

A. 課税事業者が仕入税額控除を行う場合、帳簿及び請求書等の保存が要件とされています。

軽減税率制度導入後の仕入税額控除(区分記載請求書等保存方式)については、保存すべき請求書等に、現行必要とされている記載事項に加え、次の記載事項が必要となります。

① 軽減税率の対象品目である旨

② 軽減税率と標準税率の税率ごとに合計した対価の額(税込み)

したがって、区分記載請求書等保存方式の下では、課税事業者と取引する際には、相手方から、レシートに上記①及び②の記載を求められると考えられますので、このようなことを踏まえ、レジの導入やレシートの手書き補完などの御対応を御検討ください。

なお、区分記載請求書等保存方式の下では、上記①及び②の記載を行っていないレシートの交付を受けた課税事業者(取引相手)は、レシートに上記①及び②を追記し、保存することで、仕入税額控除を行うことができます。

軽減税率の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関する法令解釈通達や Q & A で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

(参考)

売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者に対しては、売上税額の計算特例が経過措置として設けられています。

○ 表示方法（阻害表示）に関する相談

Q. 小売事業者である。今まで「税抜価格 9,800 円」と表示して販売していた商品を、「企業努力で税込 9,800 円にします。」という表示で販売したいと考えている。このような表示に変更することは、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法8条は、「消費税を値引きします。」等の宣伝や広告を禁止するものですが、「消費税」といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、禁止される表示には該当しません。

したがって、御相談のような表示については、当該広告や宣伝などの表示全体からみて、実質的に消費税分を値引きする等の表示と認められるような場合でない限り、直ちに同条に違反する表示には該当しません。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610